

平成28年

第1回市議会定例会 議案第49号

函館市手数料条例の一部改正について

函館市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市手数料条例の一部を改正する条例

函館市手数料条例（平成12年函館市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第13号中「別表第13」を「別表第14」に改め、同号を同条第14号とし、同条第12号の次に次の1号を加える。

(13) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画および建築物のエネルギー消費性能に係る認定に関する事務 別表第13

第4条第1項第2号中「別表第13」を「別表第14」に改める。

別表第11を次のように改める。

別表第11（第2条関係）

区 分		単 位	金 額	
1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下	(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第	計画認定に係る工事種別が新築の場合	1戸につき	次に掲げる認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査新築手数料基礎額」という。）を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額
				ア 1戸 46,000円
				イ 2戸以上5戸以内 106,000円

この表において「法」という。)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定(以下「計画認定」という。)(法第6条第2項の規定による申出がない場合に限る。)	1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。)			ウ 6戸以上10戸以内 169,000円
	による住宅性能評価(同項に規定する住宅性能評価(設計された住宅に係るものに限る。))をいう。以下この表において「住宅性能評価」という。)および登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査(以下こ	計画認定に係る工事種別が増築または改築の場合	1戸につき	次に掲げる認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査増改築手数料基礎額」という。)を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額
				ア 1戸 65,000円 イ 2戸以上5戸以内 149,000円 ウ 6戸以上10戸以内 237,000円 エ 11戸以上30戸以内 467,000円 オ 31戸以上50戸以内 833,000円 カ 51戸以上 100戸以内 1,420,000円 キ 101戸以上 200戸以内 2,630,000円 ク 201戸以上 300戸以内 3,760,000円 ケ 301戸以上 4,610,000円

<p>の表において「評価機関審査」という。)を受けていないもの</p>																														
<p>(2) 住宅性能評価を受けたもので評価機関審査を受けていないもの</p>	<p>計画認定に係る工事種別が新築の場合</p>	<p>1戸につき</p>	<p>次に掲げる認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「住宅性能評価済手数料基礎額」という。）を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額</p> <table border="0"> <tr> <td>ア</td> <td>1戸</td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>2戸以上5戸以内</td> <td>53,000円</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>6戸以上10戸以内</td> <td>84,000円</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>11戸以上30戸以内</td> <td>157,000円</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>31戸以上50戸以内</td> <td>267,000円</td> </tr> <tr> <td>カ</td> <td>51戸以上100戸以内</td> <td>409,000円</td> </tr> <tr> <td>キ</td> <td>101戸以上200戸以内</td> <td>742,000円</td> </tr> <tr> <td>ク</td> <td>201戸以上300戸以内</td> <td>1,010,000円</td> </tr> <tr> <td>ケ</td> <td>301戸以上</td> <td>1,220,000円</td> </tr> </table>	ア	1戸	16,000円	イ	2戸以上5戸以内	53,000円	ウ	6戸以上10戸以内	84,000円	エ	11戸以上30戸以内	157,000円	オ	31戸以上50戸以内	267,000円	カ	51戸以上100戸以内	409,000円	キ	101戸以上200戸以内	742,000円	ク	201戸以上300戸以内	1,010,000円	ケ	301戸以上	1,220,000円
ア	1戸	16,000円																												
イ	2戸以上5戸以内	53,000円																												
ウ	6戸以上10戸以内	84,000円																												
エ	11戸以上30戸以内	157,000円																												
オ	31戸以上50戸以内	267,000円																												
カ	51戸以上100戸以内	409,000円																												
キ	101戸以上200戸以内	742,000円																												
ク	201戸以上300戸以内	1,010,000円																												
ケ	301戸以上	1,220,000円																												
<p>(3) 評価機関審査を受けたもの</p>	<p>計画認定に係る工事種別が新築の場合</p>	<p>1戸につき</p>	<p>次に掲げる認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済新築手数料基礎額」という。）を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額</p> <table border="0"> <tr> <td>ア</td> <td>1戸</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>2戸以上5戸以内</td> <td>24,000円</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>6戸以上10戸以内</td> <td>39,000円</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>11戸以上30戸以内</td> <td>64,000円</td> </tr> </table>	ア	1戸	14,000円	イ	2戸以上5戸以内	24,000円	ウ	6戸以上10戸以内	39,000円	エ	11戸以上30戸以内	64,000円															
ア	1戸	14,000円																												
イ	2戸以上5戸以内	24,000円																												
ウ	6戸以上10戸以内	39,000円																												
エ	11戸以上30戸以内	64,000円																												

				オ 31戸以上50戸以内 101,000円 カ 51戸以上 100戸以内 153,000円 キ 101戸以上 200戸以内 257,000円 ク 201戸以上 300戸以内 325,000円 ケ 301戸以上 369,000円
		計画認定に係る工事種別が増築または改築の場合	1戸につき	次に掲げる認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済増改築手数料基礎額」という。）を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額 ア 1戸 19,000円 イ 2戸以上5戸以内 34,000円 ウ 6戸以上10戸以内 54,000円 エ 11戸以上30戸以内 90,000円 オ 31戸以上50戸以内 142,000円 カ 51戸以上 100戸以内 215,000円 キ 101戸以上 200戸以内 362,000円 ク 201戸以上 300戸以内 457,000円 ケ 301戸以上 519,000円
2 計画認定（法第6条第2項の規定による申出がある場合	(1) 住宅性能評価および評価機関審査を受けていないもの	計画認定に係る工事種別が新築の場合	1戸につき	認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額（当該認定の申請に係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあっては、当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額）（以下この表において「確認申請手数料相当額」と

に限る。)			いう。)と評価機関未審査新築手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額	
	計画認定に係る工事種別が増築または改築の場合	1戸につき	認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請手数料相当額と評価機関未審査増改築手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額	
	(2) 住宅性能評価を受けたもので評価機関審査を受けていないもの	計画認定に係る工事種別が新築の場合	1戸につき	認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請手数料相当額と住宅性能評価済手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額
	(3) 評価機関審査を受けたもの	計画認定に係る工事種別が新築の場合	1戸につき	認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請手数料相当額と評価機関審査済新築手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額
		計画認定に係る工事種別が	1戸につき	認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請手数料相当額と評価機関審査済増改築手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請

		増築 または改 築の場 合		の総数で除して得た額																											
<p>3 法 第8 条第 1項 の規 定に 基づ く認 定を 受け た長 期優 良住 宅建 築等 計画 の変 更の 認定 (以 下こ の表 にお いて 「計 画変 更認 定」 とい う。) (法 第8 条第 2項 にお いて 準用 する 法第</p>	<p>(1) 住宅 性能評 価およ び評価 機関審 査を受 けてい ないも の(法 第2条 第4項 に規定 する長 期使用 構造等 (以下 この表 におい て「長 期使用 構造等」 という。) の変更 がある ものに 限る。)</p>	<p>計画 認定に 係る工 事種別 が新築 の場合</p>	<p>1戸 につ き</p>	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査新築変更手数料基礎額」という。)を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額</p> <table border="0"> <tr><td>ア</td><td>1戸</td><td>26,000円</td></tr> <tr><td>イ</td><td>2戸以上5戸以内</td><td>59,000円</td></tr> <tr><td>ウ</td><td>6戸以上10戸以内</td><td>95,000円</td></tr> <tr><td>エ</td><td>11戸以上30戸以内</td><td>182,000円</td></tr> <tr><td>オ</td><td>31戸以上50戸以内</td><td>325,000円</td></tr> <tr><td>カ</td><td>51戸以上100戸以内</td><td>556,000円</td></tr> <tr><td>キ</td><td>101戸以上200戸以内</td><td>1,010,000円</td></tr> <tr><td>ク</td><td>201戸以上300戸以内</td><td>1,430,000円</td></tr> <tr><td>ケ</td><td>301戸以上</td><td>1,740,000円</td></tr> </table>	ア	1戸	26,000円	イ	2戸以上5戸以内	59,000円	ウ	6戸以上10戸以内	95,000円	エ	11戸以上30戸以内	182,000円	オ	31戸以上50戸以内	325,000円	カ	51戸以上100戸以内	556,000円	キ	101戸以上200戸以内	1,010,000円	ク	201戸以上300戸以内	1,430,000円	ケ	301戸以上	1,740,000円
ア	1戸	26,000円																													
イ	2戸以上5戸以内	59,000円																													
ウ	6戸以上10戸以内	95,000円																													
エ	11戸以上30戸以内	182,000円																													
オ	31戸以上50戸以内	325,000円																													
カ	51戸以上100戸以内	556,000円																													
キ	101戸以上200戸以内	1,010,000円																													
ク	201戸以上300戸以内	1,430,000円																													
ケ	301戸以上	1,740,000円																													
		<p>計画 認定に 係る工 事種別 が増築 または改 築の場合</p>	<p>1戸 につ き</p>	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査増改築変更手数料基礎額」という。)を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額</p> <table border="0"> <tr><td>ア</td><td>1戸</td><td>37,000円</td></tr> <tr><td>イ</td><td>2戸以上5戸以内</td><td>84,000円</td></tr> <tr><td>ウ</td><td>6戸以上10戸以内</td><td>134,000円</td></tr> <tr><td>エ</td><td>11戸以上30戸以内</td><td>256,000円</td></tr> <tr><td>オ</td><td>31戸以上50戸以内</td><td></td></tr> </table>	ア	1戸	37,000円	イ	2戸以上5戸以内	84,000円	ウ	6戸以上10戸以内	134,000円	エ	11戸以上30戸以内	256,000円	オ	31戸以上50戸以内													
ア	1戸	37,000円																													
イ	2戸以上5戸以内	84,000円																													
ウ	6戸以上10戸以内	134,000円																													
エ	11戸以上30戸以内	256,000円																													
オ	31戸以上50戸以内																														

6条第2項の規定による申出がない場合				457,000円
				783,000円
に限り、住宅の建築に関する工事の着手予定時期もしくは完了予定時期または譲受人の決定の予定時期のみの変更の認定を申請する場合および法第9条第1項の	(2) 住宅性能評価を受けたもので評価機関審査を受けていないもの（長期使用構造等の変更があるものに限る。）	計画認定に係る工事種別が新築の場合	1戸につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「住宅性能評価済変更手数料基礎額」という。）を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額
				ア 1戸 11,000円
				160,000円
				249,000円
				444,000円
				594,000円
				706,000円
	(3) 住宅性能評価および評価機関審査を受けていないもの（長期使用構造等の変更がないものに	計画認定に係る工事種別が新築の場合	1戸につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済新築変更手数料基礎額」という。）を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額
				ア 1戸 10,000円
				イ 2戸以上5戸以内 18,000円
				ウ 6戸以上10戸以内 30,000円
				エ 11戸以上30戸以内 48,000円
				オ 31戸以上50戸以内 79,000円
				カ 51戸以上100戸以内

規定による場合を除く。)	限る。), 住宅性能評価を受けたもので評価機関審査を受けていないもの(長期使用構造等の変更がないものに限る。)または評価機関審査を受けたもの			125,000円 キ 101戸以上 200戸以内 208,000円 ク 201戸以上 300戸以内 261,000円 ケ 301戸以上 289,000円
		計画認定に係る工事種別が増築または改築の場合	1戸につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関審査済増改築変更手数料基礎額」という。)を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額 ア 1戸 15,000円 イ 2戸以上5戸以内 26,000円 ウ 6戸以上10戸以内 43,000円 エ 11戸以上30戸以内 67,000円 オ 31戸以上50戸以内 111,000円 カ 51戸以上 100戸以内 176,000円 キ 101戸以上 200戸以内 293,000円 ク 201戸以上 300戸以内 367,000円 ケ 301戸以上 407,000円
4 計画変更認定(法第8条第2項において準用する法第6条第2項	(1) 住宅性能評価および評価機関審査を受けていないもの(長期使用構造等の変更があるものに限る。)	計画認定に係る工事種別が新築の場合	1戸につき	変更の認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額(当該変更の認定の申請に係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあっては、当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額)(以下この表において「確認申請変更手数料相当額」という。)と評価機関未審査新築変更手数料基礎額と

<p>の規定による申出がある場合に限り、住宅の建築に関する工事の着手予定時期もしくは完了予定時期または譲受人の決定の予定時期のみの変更の認定を申請する場合および法第9条第1項の規定による場</p>			を合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額	
	計画認定に係る工事種別が増築または改築の場合	1戸につき	変更の認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査増改築変更手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額	
	(2) 住宅性能評価を受けたもので評価機関審査を受けていないもの（長期使用等の変更があるものに限る。）	計画認定に係る工事種別が新築の場合	1戸につき	変更の認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請変更手数料相当額と住宅性能評価済変更手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額
	(3) 住宅性能評価および評価機関審査を受けていないもの（長期使用等	計画認定に係る工事種別が新築の場合	1戸につき	変更の認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済新築変更手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額
	計画	1戸	変更の認定の申請に係る住戸の属	

合を除く。)	の変更がないものに限る。),住宅性能評価を受けたもので評価機関審査を受けていないもの(長期構造等の変更がないものに限る。)または評価機関審査を受けたもの	認定に係る工事種別が増築または改築の場合	につき	する1棟の住宅について確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済増改築変更手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額
5	計画変更認定(住宅の建築に関する工事の着手予定時期もしくは完了予定時期または譲受人の決定の予定時期のみの変更の認定を申請する場合に限る。)	1戸につき	1,000円	
6	法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における計画変更認定	1戸につき	1,600円	
7	法第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認	1戸につき	1,600円	

備考 この表の1の項から4の項までの規定により手数料として算定

される額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、1,000円とする。

別表第13を別表第14とし、別表第12の次に次の1表を加える。

別表第13（第2条関係）

区 分		単 位	金 額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（法第30条第2項の規定による申出がない場合に限る。）および法第36条第1	(1) 次に掲げる認定の申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める者による認定に係る技術的審査または法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する検査済証の交付を受けたものに限る。）もしくは都市の低炭素化の促進に関する	一の住戸を単位とした認定（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表において「基準省令」という。）第1条第1項第2号イ（1）および同号ロ（1）または第8条第2号に定める基準（以下この表において「性能基準」という。）による評価方法に	申請1件につき 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物における住戸の部分の申請対象戸数（当該申請において住戸単位性能基準認定の申請の対象とされている住戸の戸数をいう。以下この表において同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住戸単位性能基準手数料額」という。） ア 申請対象戸数が1のとき 34,000円 イ 申請対象戸数が2以上4以下のとき 66,000円 ウ 申請対象戸数が5以上15以下のとき 108,000円 エ 申請対象戸数が16以上45以下のとき 182,000円 オ 申請対象戸数が46以上のとき 259,000円

項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定	る法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（建築基準法に規定する検査済証の交付を受けたものに限る。）（以下この表においてこれらを「評価機関審査等」という。）を受けていないもの	よるものに限る。） （以下この表において「住戸単位性能基準認定」という。）		
	ア 住宅の用途のみに供する建築物登録建築物調査機関（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査	一の住戸を単位とした認定（基準省令第1条第1項第2号イ（2）および同号ロ（2）に定める基準（以下この表において「仕様基準」という。）による評価方法によるものに限る。） （以下この表において「住戸単位仕様基準認定」という。）	申請1件につき	次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住戸単位仕様基準手数料額」という。） 19,000円
	共同住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（性	共同住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（性	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査共同住宅性能基準手数料額」という。） ア 床面積の合計が 300平方

	<p>機関をいう。イにおいて同じ。) または登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。)</p>	<p>能基準による評価方法によるものに限る。) (以下この表において「共同住宅単位性能基準認定」という。)</p>	<p>メートル以下のとき 66,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 108,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 182,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき 259,000円</p>
<p>イ アに掲げる建築物以外の建築物登録建築物調査機関</p>	<p>共同住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定(仕様基準による評価方法によるものに限る。)</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査共同住宅仕様基準手数料額」という。)</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 33,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 55,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 97,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき 145,000円</p>
	<p>住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定(基準省令第1条第1項第1号</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査非住宅標準入力法等手数料額」という。)</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 210,000円 イ 床面積の合計が300平方</p>

	<p>イまたは第8条第1号イ(1)および同号ロ(1)に定める基準(以下この表において「標準入力法等」という。)による評価方法によるものに限る。(以下この表において「非住宅建築物単位標準入力法等認定」という。)</p>		<p>メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 338,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 482,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 593,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 700,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 798,000円</p>
	<p>住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定(基準省令第1条第1項第1号ロまたは第8条第1号イ(2)および同号ロ(2)に定める基準(以下この表に</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ, それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査非住宅モデル建物法手数料額」という。)</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 136,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 218,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え, 10,000</p>

	<p>において「モデル建物法」という。)による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「非住宅建築物単位モデル建物法認定」という。)</p>		<p>平方メートル以下のとき 284,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 341,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 399,000円</p>
	<p>住宅以外の用途に供する一の建築物(住宅の用途に供する部分があるものに限る。以下この表において「複合住宅建築物」という。)を単位とした認定(標準入力法等による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「複合住宅単位標準入力</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積(住宅の用途に供する部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位性能基準認定の申請の場合にあっては評価機関未審査住戸単位性能基準手数料額とを、住戸単位仕様基準認定の申請の場合にあっては評価機関未審査住戸単位仕様基準手数料額とを、共同住宅単位性能基準認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関未審査共同住宅性能基準手数料額とを、共同住宅単位仕様基準認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関未審査共同住宅仕様基準手数料額とを合算した額(以下この表において「評価機関未審査複合住宅標準入力法等手数料額」という。)</p>

	<p>法等認定」という。)</p>		<p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 210,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 338,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 482,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 593,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 700,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 798,000円</p>
	<p>複合住宅建築物を単位とした認定(モデル建物法による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「複合住宅単位モデル建物法認定」という。)</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積(住宅の用途に供する部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位性能基準認定の申請の場合にあっては評価機関未審査住戸単位性能基準手数料額とを、住戸単位仕様基準認定の申請の場合にあっては評価機関未審査住戸単位仕様基準手数料額とを、共同住宅単位性能基準認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関未審査共同住宅性能基準手数料額とを、共同住宅単位仕様基準認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部</p>

			<p>分の床面積により算定した評価機関未審査共同住宅仕様基準手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合住宅モデル建物法手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 136,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 218,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 284,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 341,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 399,000円</p>
(2) 評価機関審査等を受けたもの	住戸単位性能基準認定	申請1件につき	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物における住戸の部分の申請対象戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済住戸単位性能基準手数料額」という。）</p> <p>ア 申請対象戸数が1のとき 7,000円</p> <p>イ 申請対象戸数が2以上4以下のとき 11,000円</p> <p>ウ 申請対象戸数が5以上15以下のとき 21,000円</p> <p>エ 申請対象戸数が16以上45以下のとき 44,000円</p> <p>オ 申請対象戸数が46以上の</p>

		とき	76,000円
住戸単位 仕様基準 認定	申請 1件 につ き	次に定める額（以下この表に おいて「評価機関審査済住戸 単位仕様基準手数料額」とい う。）	7,000円
共同住宅 単位性能 基準認定	申請 1件 につ き	次に掲げる認定の申請に係る 一の建築物の床面積の合計の 区分に応じ、それぞれ次に定 める額（以下この表において 「評価機関審査済共同住宅性 能基準手数料額」という。） ア 床面積の合計が 300平方 メートル以下のとき 11,000円 イ 床面積の合計が 300平方 メートルを超え、2,000平 方メートル以下のとき 21,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平 方メートルを超え、5,000 平方メートル以下のとき 44,000円 エ 床面積の合計が 5,000平 方メートルを超えるとき 76,000円	
共同住宅 単位仕様 基準認定	申請 1件 につ き	次に掲げる認定の申請に係る 一の建築物の床面積の合計の 区分に応じ、それぞれ次に定 める額（以下この表において 「評価機関審査済共同住宅仕 様基準手数料額」という。） ア 床面積の合計が 300平方 メートル以下のとき 11,000円 イ 床面積の合計が 300平方 メートルを超え、2,000平 方メートル以下のとき 21,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平 方メートルを超え、5,000 平方メートル以下のとき 44,000円	

		エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるとき 76,000円
非住宅建築物単位標準入力法等認定	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅標準入力法等手数料額」という。） ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 11,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 27,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 76,000円 エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 119,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 149,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 186,000円
非住宅建築物単位モデル建物法認定	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅モデル建物法手数料額」という。） ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 11,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき

			<p>27,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき</p> <p>76,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき</p> <p>119,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき</p> <p>149,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき</p> <p>186,000円</p>
	複合住宅 単位標準 入力法等 認定	申請 1件 につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位性能基準認定の申請の場合にあっては評価機関審査済住戸単位性能基準手数料額とを、住戸単位仕様基準認定の申請の場合にあっては評価機関審査済住戸単位仕様基準手数料額とを、共同住宅単位性能基準認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅性能基準手数料額とを、共同住宅単位仕様基準認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅仕様基準手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合住宅標準入力法等手数料額」という。）

			<p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 11,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 27,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 76,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 119,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 149,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 186,000円</p>
	複合住宅 単位モデル 建物法 認定	申請 1件 につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位性能基準認定の申請の場合にあっては評価機関審査済住戸単位性能基準手数料額とを、住戸単位仕様基準認定の申請の場合にあっては評価機関審査済住戸単位仕様基準手数料額とを、共同住宅単位性能基準認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅性能基準手数料額とを、共同住宅単位仕様基準認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部

				<p>分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅仕様基準手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合住宅モデル建物法手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 11,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 27,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 76,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 119,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 149,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 186,000円</p>
2 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（法第30条第2項の規定による	(1) 評価機関審査等を受けていないもの	住戸単位性能基準認定	申請1件につき	<p>認定の申請に係る一の建築物について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額（当該認定の申請に係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあつては、当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額）（以下この表において「確認申請手数料相当額」という。）と評価機関未審査住戸単位性能基</p>

申出がある場合に限る。)

			準手数料額とを合算した額
	共同住宅 単位性能 基準認定	申請 1件 につき	確認申請手数料相当額と評価 機関未審査共同住宅性能基準 手数料額とを合算した額
	非住宅建 築物単位 標準入力 法等認定	申請 1件 につき	確認申請手数料相当額と評価 機関未審査非住宅標準入力法 等手数料額とを合算した額
	非住宅建 築物単位 モデル建 物法認定	申請 1件 につき	確認申請手数料相当額と評価 機関未審査非住宅モデル建物 法手数料額とを合算した額
	複合住宅 単位標準 入力法等 認定	申請 1件 につき	確認申請手数料相当額と評価 機関未審査複合住宅標準入力 法等手数料額とを合算した額
	複合住宅 単位モデ ル建物法 認定	申請 1件 につき	確認申請手数料相当額と評価 機関未審査複合住宅モデル建 物法手数料額とを合算した額
(2) 評価機 関審査等 を受けた もの	住戸単位 性能基準 認定	申請 1件 につき	確認申請手数料相当額と評価 機関審査済住戸単位性能基準 手数料額とを合算した額
	共同住宅 単位性能 基準認定	申請 1件 につき	確認申請手数料相当額と評価 機関審査済共同住宅性能基準 手数料額とを合算した額
	非住宅建 築物単位 標準入力 法等認定	申請 1件 につき	確認申請手数料相当額と評価 機関審査済非住宅標準入力法 等手数料額とを合算した額
	非住宅建 築物単位 モデル建	申請 1件 につ	確認申請手数料相当額と評価 機関審査済非住宅モデル建物 法手数料額とを合算した額

		物法認定	き	
		複合住宅 単位標準 入力法等 単位認定	申請 1件 につ き	確認申請手数料相当額と評価 機関審査済複合住宅標準入力 法等手数料額とを合算した額
		複合住宅 単位モデ ル建物法 認定	申請 1件 につ き	確認申請手数料相当額と評価 機関審査済複合住宅モデル建 物法手数料額とを合算した額
3 法第 31条第 1項の 規定に 基づく 認定を 受けた 建築物 エネル ギー消 費性能 向上計 画の変 更の認 定（法 第31条 第2項 におい て準用 する法 第30条 第2項 の規定 による 申出が ない場 合に限 り，建 築物の 新築等 に関する工 事の着 手	(1) 評価機 関審査等 を受けて いないも の	一の住戸 を単位と した性能 基準によ る評価方 法による 変更の認 定（以下 この表に おいて「 住戸単位 性能基準 変更認定 」という。）	申請 1件 につ き	次に掲げる変更の認定の申請 に係る一の建築物における住 戸の部分の変更申請対象戸数 （当該申請において住戸単位 性能基準変更認定の申請の対 象とされている住戸の戸数を いう。以下この表において同 じ。）の区分に応じ，それぞ れ次に定める額（以下この表 において「評価機関未審査住 戸単位性能基準変更手数料額 」という。） ア 変更申請対象戸数が1の とき 21,000円 イ 変更申請対象戸数が2以 上4以下のとき 39,000円 ウ 変更申請対象戸数が5以 上15以下のとき 64,000円 エ 変更申請対象戸数が16以 上45以下のとき 113,000円 オ 変更申請対象戸数が46以 上のとき 168,000円
		共同住宅 の用途の みに供す る一の建 築物を単 位とした 性能基準 による評 価方法に	申請 1件 につ き	次に掲げる変更の認定の申請 に係る一の建築物の床面積の 合計の区分に応じ，それぞれ 次に定める額（以下この表に おいて「評価機関未審査共同 住宅性能基準変更手数料額 」という。） ア 床面積の合計が 300平方 メートル以下のとき

<p>予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合を除く。）</p>	<p>よる変更の認定（以下この表において「共同住宅単位性能基準変更認定」という。）</p>		<p>39,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 64,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 113,000円 エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるとき 168,000円</p>
	<p>住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした標準入力法等による評価方法による変更の認定（以下この表において「非住宅建築物単位標準入力法等変更認定」という。）</p>	<p>申請 1件 につき</p>	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ, それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額」という。） ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 111,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 183,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 279,000円 エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 356,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 425,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 492,000円</p>
	<p>住宅以外の用途の</p>	<p>申請 1件</p>	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積の</p>

	<p>みに供する一の建築物を単位としたモデル建物法による評価方法による変更の認定（以下この表において「非住宅建築物単位モデル建物法変更認定」という。）</p>	<p>につき</p>	<p>合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 47,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 147,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 201,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 245,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 293,000円</p>
	<p>複合住宅建築物を単位とした標準入力法等による評価方法による変更の認定（以下この表において「複合住宅単位標準入力法等変更認定」という。）</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位性能基準変更認定の申請の場合にあつては評価機関未審査住戸単位性能基準変更手数料額とを、共同住宅単位性能基準変更認定の申請の場合にあつては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関未審査共同住宅性能基準変更手数料額とを合</p>

			<p>算した額（以下この表において「評価機関未審査複合住宅標準入力法等変更手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 111,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 183,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 279,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 356,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 425,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 492,000円</p>
	<p>複合住宅建築物を単位としたモデル建物法による評価方法による変更の認定（以下この表において「複合住宅単位モデル建物法変更認定」という。）</p>	<p>申請 1 件につき</p>	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位性能基準変更認定の申請の場合にあっては評価機関未審査住戸単位性能基準変更手数料額とを、共同住宅単位性能基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関未審査共同住宅性能基準変更手数料額とを合算した額（以下この表におい</p>

			<p>て「評価機関未審査複合住宅モデル建物法変更手数料額」という。)</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 47,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 147,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 201,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 245,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 293,000円</p>
(2) 評価機関審査等を受けたもの	住戸単位性能基準変更認定	申請1件につき	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物における住戸の部分の変更申請対象戸数の区分に応じ, それぞれ次に定める額 (以下この表において「評価機関審査済住戸単位性能基準変更手数料額」という。)</p> <p>ア 変更申請対象戸数が1のとき 7,000円</p> <p>イ 変更申請対象戸数が2以上4以下のとき 11,000円</p> <p>ウ 変更申請対象戸数が5以上15以下のとき 21,000円</p> <p>エ 変更申請対象戸数が16以上45以下のとき 44,000円</p> <p>オ 変更申請対象戸数が46以上のとき 76,000円</p>

	共同住宅 単位性能 基準変更 認定	申請 1件 につ き	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済共同住宅性能基準変更手数料額」という。） ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 11,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 21,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 44,000円 エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるとき 76,000円
	非住宅建 築物単位 標準入力 法等変更 認定	申請 1件 につ き	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅標準入力法等変更手数料額」という。） ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 11,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 27,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 76,000円 エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 119,000円

		<p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 149,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 186,000円</p>
非住宅建築物単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅モデル建物法変更手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 27,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 76,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 119,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 149,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 186,000円</p>
複合住宅単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部</p>

			<p>分についての申請が、住戸単位性能基準変更認定の申請の場合にあつては評価機関審査済住戸単位性能基準変更手数料額とを，共同住宅単位性能基準変更認定の申請の場合にあつては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅性能基準変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合住宅標準入力法等変更手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 11,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え，2,000平方メートル以下のとき 27,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え，5,000平方メートル以下のとき 76,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え，10,000平方メートル以下のとき 119,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え，25,000平方メートル以下のとき 149,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 186,000円</p>
	複合住宅単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額と，住宅の用途に供する部分についての申請が，住戸単

				<p>位性能基準変更認定の申請の場合にあつては評価機関審査済住戸単位性能基準変更手数料額とを，共同住宅単位性能基準変更認定の申請の場合にあつては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅性能基準変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合住宅モデル建物法変更手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 11,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え，2,000平方メートル以下のとき 27,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え，5,000平方メートル以下のとき 76,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え，10,000平方メートル以下のとき 119,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え，25,000平方メートル以下のとき 149,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 186,000円</p>
4 法第31条第1項の規定に基づく認定を受けた建築物エネルギー	(1) 評価機関審査等を受けていないもの	住戸単位性能基準変更認定	申請1件につき	<p>変更の認定の申請に係る一の建築物について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額（当該変更の認定の申請に係る計画に，同条第1項に規定する昇降機に係る部</p>

<p>ギー消費性能向上計画の変更の認定（法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出がある場合に限り、建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合を除く。）</p>			分が含まれている場合にあっては、当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額）（以下この表において「確認申請変更手数料相当額」という。）と評価機関未審査住戸単位性能基準変更手数料額とを合算した額
	共同住宅単位性能基準変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査共同住宅性能基準変更手数料額とを合算した額
	非住宅建築物単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額とを合算した額
	非住宅建築物単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額とを合算した額
	複合住宅単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査複合住宅標準入力法等変更手数料額とを合算した額
	複合住宅単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査複合住宅モデル建物法変更手数料額とを合算した額
	(2) 評価機関審査等を受けたもの	住戸単位性能基準変更認定	申請1件につき
共同住宅単位性能基準変更		申請1件につ	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済共同住宅性能基準変更手数料額とを合算し

	認定	き	た額
	非住宅建築物単位標準入力法等変更認定	申請 1件 につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済非住宅標準入力法等変更手数料額とを合算した額
	非住宅建築物単位モデル建物法変更認定	申請 1件 につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済非住宅モデル建物法変更手数料額とを合算した額
	複合住宅単位標準入力法等変更認定	申請 1件 につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済複合住宅標準入力法等変更手数料額とを合算した額
	複合住宅単位モデル建物法変更認定	申請 1件 につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済複合住宅モデル建物法変更手数料額とを合算した額
5	法第31条第1項の規定に基づく認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合に限る。）	申請 1件 につき	1,000円

備 考

- 1 同一の建築物に係る認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の1（1）の項、1（2）の項、2（1）の項または2（2）の項のそれぞれの項における共同住宅単位性能基準認定と住戸単位性能基準認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における共同住宅単位性能基準認定の申請に係る手数料の額に相当する額とし、当該申請がこの表の1（1）の項または1（2）の項のそれぞれの項における共同住宅単位仕様基準認定と住戸単位仕様基準認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における共同住宅単位仕様基準認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。
- 2 同一の建築物に係る認定の申請があった場合において、当該申

請がこの表の1(1)の項, 1(2)の項, 2(1)の項または2(2)の項のそれぞれの項における複合住宅単位標準入力法等認定(住宅部分に係る評価方法が性能基準による評価方法であるものに限る。)と住戸単位性能基準認定または非住宅建築物単位標準入力法等認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は, 当該それぞれの項における複合住宅単位標準入力法等認定の申請に係る手数料の額に相当する額とし, 当該申請がこの表の1(1)の項または1(2)の項のそれぞれの項における複合住宅単位標準入力法等認定(仕様基準による評価方法であるものに限る。)と住戸単位仕様基準認定または非住宅建築物単位標準入力法等認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は, 当該それぞれの項における複合住宅単位標準入力法等認定の申請に係る手数料の額に相当する額とし, 当該申請がこの表の1(1)の項, 1(2)の項, 2(1)の項または2(2)の項のそれぞれの項における複合住宅単位モデル建物法認定(住宅部分に係る評価方法が性能基準による評価方法であるものに限る。)と住戸単位性能基準認定または非住宅建築物単位モデル建物法認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は, 当該それぞれの項における複合住宅単位モデル建物法認定の申請に係る手数料の額に相当する額とし, 当該申請がこの表の1(1)の項または1(2)の項のそれぞれの項における複合住宅単位モデル建物法認定(住宅部分に係る評価方法が仕様基準による評価方法であるものに限る。)と住戸単位仕様基準認定または非住宅建築物単位モデル建物法認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は, 当該それぞれの項における複合住宅単位モデル建物法認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。

3 同一の建築物に係る変更の認定の申請があった場合において, 当該申請がこの表の3(1)の項, 3(2)の項, 4(1)の項または4(2)の項のそれぞれの項における共同住宅単位性能基準変更認定と住戸単位性能基準変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は, 当該それぞれの項における共同住宅単位性能基準変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。

4 同一の建築物に係る変更の認定の申請があった場合において, 当該申請がこの表の3(1)の項, 3(2)の項, 4(1)の項または4(2)の項のそれぞれの項における複合住宅単位標準入力法等変更認定と住戸単位性能基準変更認定または非住宅建築物単位標準入力法等変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は, 当該それぞれの項における複合住宅単位標準入力法等変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とし, 当該申請がこの表の3(1)の項, 3(2)の項, 4(1)の項または4(2)の項のそれぞれの項における複合住宅単位モデル建物法変更認定と住戸単位性能基準変更認定または非住宅建築物単位モデル建物法変更認定とを併せてするものであるときの

当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合住宅単位モデル建物法変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。

- 5 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定または法第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請が、基準省令第1条第1項第1号ただし書もしくは同項第2号ただし書または第8条第1号ただし書もしくは同条第2号ただし書に該当するものであるときは、評価機関審査等を受けたものとみなしてこの表の規定を適用する。
- 6 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請が、基準省令第8条第1号ただし書または同条第2号ただし書に該当するものであるときは、評価機関審査等を受けたものとみなしてこの表の規定を適用する。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第11の規定は、この条例の施行の日以後にあった申請に係る手数料について適用し、同日前にあった申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

長期優良住宅建築等計画の認定に関する事務について、工事種別が増築または改築である場合の認定および変更の認定、譲受人を決定した場合等の変更の認定ならびに認定を受けた地位の承継の承認に係る手数料を定め、ならびに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画等に係る認定に関する事務について手数料を徴収することとするため